

#### 第四節 社会情勢と政策

##### 災害の記録

土佐は災害が多い。台風の襲来、大洪水、地震など、記録に残るものを拾えば枚挙に遑がないほどである。とくに南州市域は土佐の穀倉地帯であるだけに、被害は村々だけでなく、藩の台所にも影響するところが大きかった。いま近世に入ってからのおもな災害を列举してみると、慶長九年（一六〇四）の大風雨と洪水、寛永三年（一六二六）の旱魃と洪水、万治元年（一六五八）と同三年の洪水、寛文元年（一六六〇）と同二年・六年の洪水、貞享四年（一六八七）の暴風雨、元禄十四年（一七〇一）の大旱魃と洪水、同十五年の暴風雨、宝永元年（一七〇四）の暴風雨と洪水、同三年の暴風雨、同四年八月の暴風雨、同年十月四日の大地震と津浪、享保十七年（一七三二）の虫害による飢饉、延享三年（一七四六）の暴風雨、宝暦元年（一七五〇）と同七年の暴風雨と津浪、同八年の洪水、天明二年（一七八二）の洪水、寛政四年（一七九二）の洪水、文化十二年（一八一五）の亥の大変の大洪水、文政五年（一八二二）の洪水、安政元年（一八五四）十一月四日・五日の大地震と津浪、などである。まことに驚くべき記録である。このうち、土佐の歴史の上で大災害としてのこる宝永四年の大地震と宝暦八年の洪水、文化十二年の亥の大変、安政元年の大地震について、南州市域の記録

を摘記しよう。

##### 宝永の地震

宝永四年丁亥年八月十九日、土佐国中に大暴風雨があって被害が多かった。同年十月四日には大地震と津浪が入って損害が多かった。この時の損害は死人が一八四人、米の流失が二二二〇石、損田が四五一七〇余石等記されている。

この年立田村の被害は非常に大きくなって上座内の如きは竹が端堤防がきれて東西の田畑は残らず荒地となり、長く免租になった。またこの年の地震は激震で、その後半年程微震が続いたと云うことである。津浪は当村界まで来た。

〔立田村誌〕

宝永四年十月四日の大地震は、その日の午の刻よりゆれ始めて、これに伴う津浪が起り、前浜の東、古湊の切戸を押切つて大潮が高く北上して伊都多神社の前から東の窪にまで来た。人心は恟々として大釜の中に畳や蓑を敷いて日夜を過ごし、あるいは遠く北へ走って立田村・岩村の辺まで逃げた者もあると云う。何れもカマ、カマと連呼して走ったと伝えられているが、川の水を見よの意か、それとも無意義な言を無意識に云ったものかは明でない。

〔田村誌〕

##### 宝暦八年の洪水

宝暦八戊寅年七月廿六日の風雨洪水は風水害が一般に甚大で、当村も相当の被害があった。取分け当村並に田村井筋の農民一同は非常に迷惑を蒙った。それはこの時の洪水の為に水取閑居が大破大抜けとなり、物部川の水面が井流底より六尺余も下り、幾ら日を重ねて二重三重に堰を打立てても通水不能の爲め、関係七ヶ村の者が協議して上田村庄屋の笠井九郎左衛門から愁達をして御普請方や御郡先遣所及び御奉行までが立越して実地調査の上、終に数町上流へ井堰を上げて、井筋も古井床をさらに開穿して漸く引水灌漑することを得た。

〔田村誌〕

##### 亥の大変

文化乙亥十二年に所謂亥の大変があった。宝永四年から丁度百九年目の七月六日から八日まで三日三夜相続いた大風雨で未曾有の大洪水であった。物部川の兩岸の堤塘は僅に三分位残って他は皆決潰した為め、下流諸村は多く大損害を被り、田畑家屋を流し、流死する者も夥しく、諸道具飯米等をも皆流したのも多く、浸水家屋は床上二、三尺も泥土が堆積して居たと云う程で、当村も上島より王子は被害が多であった。其上田村堰は大破し、並に井口から下、立田の宮の東、楠の本井口までは大埋りで、王子川も清元まで大埋りとなり、一坪のしのけ夫七、八人では余程困難な程の埋方で、掘揚げた土砂の置場さえ無かった。

第2章 近世後期

然るに上記の如く、上田村にも前浜にも半潰の家多く、飯米込流した者さえ少なくない。下島村に至って全村洪水に浸されて一人も出夫が出来んと云う状態で、井筋の掘明も堰の修築も全く不能で、その間に井下の村々は用水一流もなく、田は皆荒畑と化する程度に立至り、終に普請方へ嘆願して漸く復旧工事を竣ったが、この時の被害は相当多大であったと云うことである。

〔田村誌〕

安政の大地震

安政元甲寅年十一月四日五日の兩日に大地震があった。初め四日の辰の刻に強震があつて津浪が起り、第二震があつた。第二震の時の津浪が一層高くて、立田近くまで寄せて来たと云う。そこで当村の人々は山田方面へ向つてにげ走ったり、又竹藪に畳むしろなどを敷いて、しきりにカア、カア々と云つて川の水を見て居たと云う。思うに津浪の川を逆流してくるのを見たものであらう。

五日の申刻に又大震りがあつた。次で微震が続出して絶えなかつた。その夕方雨を催したから最早強震は無からうと人々が安心して避難所から帰宅して寝た。するとその後も時々大音響を發し、強震微震が起つて翌年正月まで止まざつたと云うことである。この時の死者は三七二人、負傷者一八〇人、焼失家屋が二五〇〇軒、流家が三二〇〇余、潰家が三〇〇〇余、其他の被害が多かつた。当村の被害は詳でないが、これまた相当多かつた模様である。

〔立田村誌〕

第1節 藩

元禄・宝永の災害

土佐は元禄の末年から宝永年代にかけては、すぎましい洪水の時代であった。元禄一四年（一七〇一）は八月十六、十七日の洪水により土佐一国の損毛十万余石に及び、元禄十五年（一七〇二）には七月八月の両度の風雨により損毛高一〇万六千石余、永荒地高二千余石、宝永元年（一七〇

第3章 宇賀家文書

四)には七月の風雨洪水により損亡地高八万石、同二年には六月十九、二十日の大雨で安喜、伊与木川、北田野、奈半利、野友川、吉良川等で一文二尺も増水し、伊与木、安田、野友辺では流家二八軒、九人死亡、同三年にも六月二十二日から二十五日の風雨で損毛八万余石と記録されている。これらの洪水はこの時期に全国的に見られたもので、それは天災とのみいけることは出来ず、ある意味で人災であった。それは当期までの開発至上主義政策が大きく与っていたのであり、さらに土佐藩では木材の爆発的な乱伐がこれに拍車をかけていたのである。ちなみに宝永二年の安喜方面の増水はこれを象徴するものであろう。里改田もこの災害をまぬがれることは出来なかった。

とし出

一里改田村年未兩年立毛所務方損亡之事

但午ノ年損亡之儀、立毛ハ大躰ニ出来仕候ニ付早稲方十分一余所務仕、以後奥手損亡仕候、子細は外村と違浜近キ所故塩きり上リ「一行虫損」被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下度旨奉<sub>レ</sub>願候得共、最早早稲方所務仕候ニ付御検見不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候、依<sub>レ</sub>之追々免御用捨被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下度旨奉<sub>レ</sub>願候ニ付、土免九つ式歩九厘之内ニテ若歩御用捨被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>、其上吉米七石太米と御ふり替御用捨被<sub>レ</sub>仰付、漸御貢物米納所仕候得共、田銀ハ運上得不<sub>レ</sub>仕翌未春麦出来迄御差延被<sub>レ</sub>下度御断申上、出来麦を以御運上皆済仕候、右之通立毛違百姓共迷惑仕候上ニ式番作麦共都而所務無<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候ニ付、殊之外迷惑仕候未ノ年損毛之儀は兩度之洪水ニ早稲方痛申候所ニ、奥手吉稲分虫付以外ニ痛申候、依<sub>レ</sub>之御検見被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下度旨奉<sub>レ</sub>願、則御検見之上土免九つ式分九厘之内三つ三分八り余下り当免五つ九分ニ而御貢物御納所仕候、元田銀等御披免被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候、右之通兩年打続損毛仕候ニ付百姓影間人共迷惑仕候御事

一未ノ春迷惑人御救屋へ入候事

右は未ノ春ニ成影間人之迷惑人及<sub>レ</sub>餓申ニ付、御断申上御救屋入候人数男女三拾人、麦作出来仕迄御救屋ニ居申罷掃り申候、右之内男女四人相煩在所ニテ相果申候、残テ式拾六人ながら居り申候、面付委細小帳相濟差上ケ申御事

一御救屋へ不<sub>レ</sub>参迷惑人之事

右は未ノ春百姓影間人共迷惑仕居申候ニ付、御留山之内一ヶ所御拝領被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候ハ、是ヲ以何とそ渡世送り申度

旨奉<sub>レ</sub>訴候所、早速奉<sub>レ</sub>願通為<sub>レ</sub>御救里改田村之内長戸山一ヶ所御明被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候ニ付、右迷惑人之数々ハ分遣し是ヲ救申ニ付漸渡世送り申故、唯今迄餓死候者菅人も無御座候、依<sub>レ</sub>之数々之者共一列難<sub>レ</sub>有奉<sub>レ</sub>存候御事

一午ノ暮々未ノ暮迄之内、田地家財等未進方ニ売払候人数等相改候事

右は影間人之迷惑人ニテ御座候ニ付、居屋布少宛小家ヲ扣居申迄ニ而、外ニ扣地ハ無御座候ニ付田地売買不仕候、向論五反菅町所持仕百姓共半分三ヶ二売買仕者茂御座候得共、家財都而ハ売払不<sub>レ</sub>申候ニ付小帳ニ記不<sub>レ</sub>申候御事

一未ノ暮ニ及<sub>レ</sub>迷惑人之事

右ハ午未式ヶ年之立毛損毛ニ付、影間人百姓共至極迷惑仕者百六人、其内御救屋へ入申管之者十六人、残テ九拾人ハ在所ニ而餓死仕候而も御救屋へ入申間布由申候、先達而も御改ニ付差出仕廻ニ御座候御事

一里改田村在所見入之事

右は隣と違浜近キ所故年々塩きり上り立毛痛、其上浮所務少も無御座候ニ付、次第ニ百姓共草臥迷惑仕候、大堀下田しの原辺ニ考候得ハ替儀も無<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候御事

右之通相違無<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候、若不実之儀申上候ハ、如何様共可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候以上

元禄十七年申ノ

正月廿五日

庄ヤ  
清右衛門

次郎右衛門

九郎兵衛

新右衛門

御奉行所様

元禄十五年(一七〇二)は「塩きり(霧)上り」、「奥手損亡」、「式番作麦共すべて所務御座無<sub>レ</sub>く土免九つ

式歩九厘の内若歩御用捨を許された。同十六年は二度の洪水により、「早稲方痛み申し候所に奥手吉稲分虫付き以の外に痛<sub>レ</sub>み、土免九つ式分九厘の内三つ三分八厘余の減免となるほどの不作となった。このために、村内の状態を五か条に分けて藩庁に報告している。第二条では、元禄十六年の春「影間人」男女三〇人が長浜の御救屋に身を寄せ麦の収穫時帰村したが、いたましくも四人が病死した。第三条では御救屋へ行かなかった「迷惑人」の百姓間人は御留山の仕成を許され、これをもってようやく露命をつないだと述べ、第四条に元禄一六年の暮に

影間人百姓の内「至極迷惑仕まつる者」が一〇六人もおり、「御救屋へ入り申す管の者」が一六人と報告し、残りの九〇人は餓死しても御救屋に入りたくないと申していると報告し、第五条はこれは里改田だけではなく、大塚、下田、篠原辺でも同様の疲弊の状態であると上申している。後に見るように年貢率はこの元禄期が藩政期中最高に達した時期であり、この厳しい年貢収取と不作の中で、とくに自立をはじめようとした「居屋布少宛小家ヲ扣居申迄ニ而外ニ扣地ハ無御座」き「影間人」層により厳しく生活の破壊が及んだ（このことが、先の「中期の村況」でみた影間人層の減少と関連があるかも知れない）。

この元禄の飢饉後も土佐は連年災害を受けた。宝永四年（一七〇七）を迎えると、今度は大地震に見舞れた。この宝永の大地震は、周知のように十月四日に起つたもので、東海、近畿、四国地方に大きな被害をもたらした。土佐一國で流家一万一一七〇軒、潰家四八六六軒、死人一八四四人、流失米穀二四二四二石、濡米穀一六七六四石、損田四五一一七〇石余、井流六七艘、井関川除破損四一〇〇ヶ所等々と記録されている。「谷陵記」の村ごとの被害記載によれば、南国市の分は「物部三ヶ一亡所廿四人死、上田村在家中半迄潮入流家少シ、下島亡所、久枝亡所、前浜半亡所、里改田潮へ家迄、浜改田潮へ田丁残ナシ、家ニハ中半迄、流家ナシ、十市潮へ田丁中半迄」とあり、南国市の南部一帯は高潮による海水の流入により大被害を受けた。享保五年（一七二〇）の「奉訴」によれば、「大潮物部川尻ノ改田ノ後下田川筋へ引落申候」と記している。立田では物部川の堤の決壊があり被害を受けたという（『立田村誌』）。「潮へ家迄」という里改田の被害状況は、宇賀家文書によれば次のとくである。

差出  
一人馬死失ハ無御座候

- 一 潰家五拾九軒
- 一 流家四軒
- 一 損田五百石余
  - 内 式拾八石余 永荒池成
  - 四百七拾貳石余
- 但上ははげ来作毛付難成様ニ奉存候
- 一流米貳拾石
- 一同籾三拾六石
- 一ぬれ米百八拾三石
- 一同籾貳百拾石 但種籾米
- 一同表種貳拾三石
- 一地三拾九石 いも作立毛損毛仕
- 一同式百四拾石 ひへそば式番作へ都而無御座候
- 一□□ うし都テ無御座候
- 一 百姓数六拾五人のもの共ハ諸道具御農具類共流失仕申候
- 一 井関堤都テ痛申候
- 一 □□ 道路路無御座候
- 一 土橋拾ヶ所
- 一 掛ヶ種拾ヶ所
- 一 麦地上ははげ又ハごみニうまり、こへはい迄も流シ麦作何共難成奉存候
- 一 百姓影間人共数々米糶諸道具流失仕及即餓申候所ニ、只今迄ハ類族共養育仕申候、尤類族共も得養育仕不申と申出候ハ、御救米願可申候
- 右之通相違無御座候以上

庄屋  
清左衛門

(享永四亥)

十月十四日  
御奉行所様

老 次郎左三門  
同 九郎兵衛  
同 新右衛門

里改田でも村高の約半分が損田となり、上土がはげ来年の作付けが出来がたい状態となり、また家高の約三分の一が潰家となっており、井関堤はすべて痛み、夫喰米は濡れたり流失し、粃種、麦種は海水に漬り、地高三九石のいも作の損毛、地高二四〇石の稗・蕎麦・二番作の収穫は皆無の状態であった。しかも諸道具も流失しており、住民の生活不安はいかばかりであったろう。「亡所」と記されていない里改田でもこの被害状況であるので、下島・久枝・物部などの被害は想像を絶するものであったと思われる。

藩はこれら飢餓人の救恤のために御救小屋を設け、長浜御救小屋には元禄十六年(一七〇三)に二千人余収容した。他方宝永三年(一七〇六)には郷催合米の制度を策定している。宇賀家文書にある宝永三年三月の「郷催合并御積書写」によると、十ヶ年間「御国中本田物成米壹石ニ付出来壹升、新田物成米壹石ニ付六合宛」をとりたて、この取立た米を原則として郷民以外の者に貸付け、十年後に本米利米合わせて三三、三三〇石七斗四升七合六勺位とし、これを運転資金とするものであった。

右之通被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>御趣向<sub>ハ</sub>、尔来困窮之村々義凶年ニ而迷惑人多時節<sub>ハ</sub>彼是御救被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候得共、此以後時変之程ニより万<sub>一</sub>御手ニ不<sub>レ</sub>合儀可有<sub>レ</sub>之茂難<sub>レ</sub>量候間、郷中<sub>ハ</sub>少宛出米<sub>ヲ</sub>為<sub>レ</sub>致不<sub>レ</sub>意<sub>レ</sub>備<sub>ニ</sub>仕置<sub>可<sub>レ</sub>然<sub>レ</sub>之旨被<sub>レ</sub>仰出<sub>ニ</sub>、依<sub>レ</sub>之御書付<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>伺右之通相極候、郷催<sub>ハ</sub>合致<sub>ニ</sub>成就<sub>レ</sub>候得<sub>ハ</sub>未<sub>レ</sub>々之為<sub>ニ</sub>と有<sub>レ</sub>之、当分<sub>ニ</sub>御造作<sub>ニ</sub>御いとひ不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成役人数々御付被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>判被<sub>レ</sub>仰付<sub>ニ</sub>儀難<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>事候条、略<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>存都而役人之世話<sub>ヲ</sub>不<sub>レ</sub>請速<sub>ニ</sub>出来等仕候様<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>相心得<sub>ニ</sub>事</sub>

郷催合米の目的は、これで明らかである。本来藩の責任で処理すべきものを、郷中より資金を取立て藩が運用

しようとするもので、いわば藩の責任を庶民に転嫁するものであった。したがって「末々之者ハ、臨時掛物之様ニ心得違申儀茂可有<sub>レ</sub>之」と危惧し、「上々厚キ思召入之趣よく合点仕候様ニ懇切ニ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申」と切言している。これを受けた里改田村農民は、四月二日一五六名が連判し、「郷民之勝手之為ニ被<sub>レ</sub>仰付<sub>ニ</sub>趣難<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>奉<sub>ニ</sub>安喜<sub>レ</sub>候、全心得違仕間敷候、尤出米之儀ハ毎年霜月十五日限ニ急度御蔵払ニ仕、皆済可<sub>レ</sub>仕候」と述べ、郷催合資金の出資に応じた。これによってどれほど農民が飢餓から救われたのであろうか。一八世紀後半の郷催合米については後に触れよう。また「補方規定」については、後年のものであるが、文化元年(一八〇四)のものを紹介しておく(「憲章簿」穀泉之部一)。

(二条)  
一 時変并極困亡所ニも可<sub>レ</sub>至程之村<sub>ハ</sub>、御詮儀之上被<sub>レ</sub>補遣<sub>ニ</sub>、且即餓死失跡絶之者共、時宜御取計御作配被<sub>レ</sub>仰付<sub>ニ</sub>候事(三条)

一 郷民共無<sub>レ</sub>抛銀米入用之儀有<sub>レ</sub>之節、高利をも不<sub>レ</sub>願他借いたし尚々及<sub>ニ</sub>困窮<sub>ニ</sub>而は成立も無<sub>レ</sub>之、利安之銀米拝借被<sub>レ</sub>仰付<sub>ニ</sub>候時は危急之場合御補<sub>ニ</sub>も可<sub>レ</sub>相成<sub>ニ</sub>付、拝借願出候<sub>ハ</sub>、老割之冥加米相加<sub>ハ</sub>御取立被<sub>レ</sub>仰付<sub>ニ</sub>管、尤相応之質物田被<sub>レ</sub>召置<sub>ニ</sub>、若返上定月延引<sub>ニ</sub>候時は右質田坪付<sub>ニ</sub>引合被<sub>レ</sub>召上<sub>ニ</sub>候事

但右質田地所等御免方引合右役人判形受可<sub>レ</sub>差出<sub>ニ</sub>事

農民の一時的な救恤のための制度としては、藩政前期には御城銀(米)の制度があり、郷催合米の制度はこれにづくものであり、その後田糶・義倉の制度へと変化するようである。

注① 野村秀夫氏蔵。矢野城楼氏が手写されたものを利用させていただいた。

## 第六章 南国市成立前後の諸問題

### 第一節 南海大震災

戦争による災害復興の、第二年も終わろうとする、昭和二十一年（一九四六）十二月二十一日払暁四時すぎ、高知県下は、突如として南海大地震に見舞われた。

本県としては、白宝十三年（六八四）、慶長九年（一六〇四）、宝永四年（一七〇七）、安政元年（一八五四）につぐ世紀的な大地震で、震源地は高知の東南方二五〇キロの地点であった。そして最大震幅は五〇ミリ以上で、震度は勿論強震、震動の種類は水平動、且東南動であった。

その被害は直接地震によるものと、それにとまなう津浪の影響をうけるもので、海岸地帯がひどく、四国地方を中心に、近畿・中国・九州地方から、東海・東山地方と広範囲にわたって災害をうけたが、被害の特にひどかったのは、次表に示すように、四国四県と和歌山県であった。

南海大地震被害一覽表（昭和二十年十二月二十一日）

地区別	罹災者	死者	傷者	行不明者	住家		非住家		工場外		浸水家屋	流失家屋	焼失家屋	船舶損害
					全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊				
四国	高知 七、六三三	六七〇	一、八八五	九四、八四〇	九、〇四二	一、四七三	一、四七三	三	三	三	三、五、六、八	五、六、六	一、九、六	六〇〇
徳島	三、三三三	一八二	六、五	一、〇七六	一、五三三	三〇〇	三〇〇	三	三	三	五、五、三	五、六		六、五
香川	三、六六八	三、三	三、三	三、七	一、五、九	一、七、七	一、七、七	一	一	一				
愛媛	三、三三三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三	三	三				
山形														
長門														
東山	岐阜 三	三	三	三	三	三	三							一
東海	静岡 三	三	三	三	三	三	三							一
近畿	滋賀 三	三	三	三	三	三	三							一
京都 三	三	三	三	三	三	三	三							一
大阪 三	三	三	三	三	三	三	三							一
兵庫 三	三	三	三	三	三	三	三							一
奈良 三	三	三	三	三	三	三	三							一
和歌山 三	三	三	三	三	三	三	三							一
中国	鳥取 三	三	三	三	三	三	三							一
岡山 三	三	三	三	三	三	三	三							一
広島 三	三	三	三	三	三	三	三							一
山口 三	三	三	三	三	三	三	三							一

（南海大震災誌）

本県一市七郡の震災状況は、次表の通りである。

合計	九州				
	宮崎	大分	熊本	長崎	福岡
一、三三三、八八四	一〇六	四二	一〇一	一	二二五
二、三三三、九三三	三六	六二	一	二	三三
四、二八三	二八				
七〇					
七九六、七九一	二五				
二、五九六					
二、三三〇	三				

別区分	郡		死亡	行方不明	負傷	家				屋		道路欠潰	田畑浸水	流失船舶	罹災者
	安芸郡	香美郡				倒塌	半壊	流失	浸水	焼失					
計	六〇七	九一、八三六	五	九	一、一八三	四、九〇九	九、三六二	五、六〇六	五、〇〇六	一、一八二	七、二一六	七、七二五	八、八七三	一、一六三	二、七三三
幡多郡	三〇	一、七七一			二、二七九	一、七九七	三、〇〇〇	八〇〇	八〇〇	一、八五	二、六八	一、三〇六	八、九、四四六		
高岡郡	六	一、一五			一、〇八	一、〇八	二、二七	二、二七	二、二七	九	二、七	四、六四	七、六、八五三		
吾川郡	八	三三			三三	四、一、一五七									
高知市	三三	三、〇四			三、〇四										
土佐郡	一五	一、一七			一、一七										
長岡郡	五	一、一五			一、一五										
安芸郡	三〇	六、二九			六、二九										

高知県におけるこれらの被害は、土木関係・水産関係・耕地関係・農業関係・商工関係・官公庁関係・学校関係・衛生関係その他で、総額二八億円以上にのぼった。これに対し西村直己知事は、

「不幸にも今朝激震が発生し、その被害の予想外に大なることがわかり、衷心より憂慮にたえない次第で、県では今朝災害対策本部を設け、災害防除・救療・給食などそれぞれ活動を開始しており、県民も流言に惑うことなく相協力全力をあげて奮闘を切望する。」

特に交通回復には日教を必要とするので、食糧補給は心配にたえない。救護のための食糧補給に万全を図らねばならぬことは、焦眉の急務だから、どうか県民各位は相助け合うという気持で、米や甘藷の供出輸送に全力を傾注され、この機会に供出を完了して、罹災者の救護に、再建に全幅のご協力を願ってやまぬ。」

と所信を表明し、罹災者の救出と復旧に最善の努力をすることを約束し、着々実行にうつした。このあと公選せられた川村和嘉治知事も、災害復旧特に地盤沈下の問題と取りくんできたが、公職追放令に該当したので失職し、あとをうけて昭和二十三年（一九四八）一月十日に桃井直美が当選した。

当時我が国は、敗戦特有の様相を呈してインフレ亢進の時であった。しかし本県は、戦災、震災の復旧に莫大な資金の消耗を余儀なくされていた。桃井知事はこれらの問題ととりくみながら、さらに進んで県立病院の復活や、中央保健所の新設、県営電気事業復活問題、大学設置運動などを続けてきたが、任期満了によって昭和二十六年（一九五二）退職した。

桃井直美は、明治二十九年（一八九六）四月南国市比江の公文家に生れた。非常な秀才であったが、茨城県人桃井百太郎の養子となり、京都府立第二中学校、第六高等学校をへて、大正十三年（一九二四）東京帝国大学法科を卒業官界に入り、各県の事務官・書記官として、総務・内務・警察などの各部長をへて、昭和二十一年（一九四六）岐阜県知事となり、同二十三年高知県の川村知事のあとをうけて、公選高知県知事となったが同二十六

第6章 南国市成立前後の諸問題

年に退職した。その後同三十三年吉田茂の秘書となったこともあるが、同四十一年病没した。六九歳であった。今回の震災による損害は、比較的地盤の堅い山間部よりも、地質の軟弱な平坦地に多かった。そのうち家屋の倒壊は高知市が最もひどく、津浪による損害は須崎と宇佐が甚だしかった。しかしこれらの災害も県民一致の努力によって、割合に早く復旧したのは不幸中の幸であった。

またこの地震は海岸線に大きな変化を及ぼした。東端の室戸岬と西端の足摺岬では地盤が隆起し、そのため港湾があせて船舶の発着に支障を生ずるようになり、反対に高知市を中心とする中央地区は地盤が沈下して浸水地帯が広がり、住宅・田畑・河川に大きな被害を与えるようになった。

第4節 恐怖に襲われた台風

第四節 恐怖に襲われた台風

第一項 台風一〇号突如来襲

昭和四十五年（一九七〇）八月二十一日早朝、高知県に上陸した台風一〇号は、全県下に猛威をふるったが、特に南国市では熾烈を極め、市全地域にわたり、大きな被害を与えて、市民を恐怖のどん底におとしいれた。その損害総額は五七億円を突破し、古老も

「高知県に最大の被害を与えた室戸台風でも、このような大きな損害はなかった。八〇年あまりも生きているが、このような恐怖はじめてだ。」

と語るほど、未曾有の大きな災害であった。市では、早速激甚地の指定をうけて、直ちに再建に立ちあがった。まず応急対策として、プレハブ住宅の建設や、救援物資の支給、住宅復旧費の貸付、さらには農林・水産・公共施設・文教民生策の再建のため、予算措置を構することにした。

被害の内訳	
一般住宅	37億2,700万円
全半壊	1,339世帯1,551人
一部破損	6,347世帯
床上浸水	161世帯
床下 "	2,700世帯
公共施設	5,700万円
農作物	8億6,400 "
畜産関係	600 "
林産物	2億7,600 "
水産関係	1億4,600 "
商工鉦関係	6億6,400 "

災害復旧特別更生資金として、一戸六万円以内の応急住宅補修費に、約三、〇〇〇万円と、プレハブ住宅四七戸の建設に取りかかった。また社会福祉資金として、母子寡婦資金一九件約四〇〇万円、世帯更生資金五六件約九〇〇万円を支出することにした。

一般被害世帯貸付では、金融公庫資金貸付では二三件をあっせんし、見舞金は全壊世帯九九戸約六五〇万円、半壊世帯二一四戸に約一〇〇万円を贈ることにした。さらに産業関係では、農業者に天災融資特別災害資金約八、四〇〇万円、商工業には、中小企業災害特別資金約二億二、〇〇〇万円、一九六件を贈った。

この台風による被害額は、県全体で七一三億五、四〇〇万円、一世帯当り三八八、〇〇〇円に達し、南国市においても五七億一、〇〇〇万円余りの損害をうけ、一世帯当り四六四、〇〇〇円に達し、それは県平均をはるかにオーバーする被害であった。

それで市としても、前記のように応急対策を講じたが、今後の課題としては、いわゆる標高ゼロメートル地帯の調査をすると共に、すでに県の開発基本構想に盛り込まれている下田川・鏑野川・秋田川・後川・明見川などの排水問題を中心とした河川の改修、久枝・前浜・浜改田・十市地区防潮堤の完全改修など、基本的な問題を積極的に押し進め、台風災害を、未然に防ぐ努力が必要である。

### 第二項 Uターンした台風二三号

昭和四十六年（一九七二）八月十九日、南島島付近に発生した、弱い熱帯性低気圧は二十一日台風二三号となり、二十三日南九州に接近、九時には中心気圧九二〇ミリバール、最大風速五〇メートルの超大型台風に成長、市では早速警戒体制にはいった。そして三十日九時鹿児島多岐岬付近に上陸、中心気圧九五〇ミリバール風速三五メートルと、幾分勢力は弱まりながら日向灘に抜け、四国全域を暴風雨圏に巻きこんだ。そして足摺岬では風速三七・五メートル、高知空港でも三二・一メートルを記録した。

十六時には大きくUターンして、足摺半島に上陸、気圧は九五・八ミリバールと幾分弱まったが、雨量が多く、高岡郡東津野村では、降りをはじめからの雨量八六四ミリを記録する雨台風となり、南国市の各河川も増水したので、第四配備体制に切りかえ、全職員が警戒に当たった。十七時には足摺半島から土佐湾に進路をかえ、十九時四十七分高知空港付近に上陸、南国市は台風の目にはいり、風雨は全くおさまった。その後は進路を北東にとり、大阪付近に出て近畿地方を横断、東海沿岸に沿って東進し、次第に勢力は弱まった。

今回の台風は風による被害は割合に少なかったが、笠ノ川川・国分川・舟入川・明見川などが増水し、床上、

床下浸水が各地に相次ぎ、また野中・久礼田・稲生の各地では、がけくずれがおこり、家屋にも被害がでた。

被害総額	25,200万円
家屋全半壊	8
" 床上浸水	23
" 床下浸水	453
学校施設被害	115万円
住家	" 788 "
有線放送	" 30 "
水産	" 904 "
商工	" 1,145 "
農林	" 3,542 "
承水路	" 250 "
農作物	" 9,750 "
消防施設	" 121 "
がけくずれ	" 7,265 "
公共土木	" 1,553 "

南国市議会では、九月三日直ちに議員総会を招集し、市長・助役から台風二三号の経過と被害状況の説明を求め、災害復旧と今後の防災体制に全力をあげることにした。

市では、去年の台風一〇号による災害に対し国・県の補助や、市単独事業で復旧に当たっていたが、まだ完成しないうちに、今回の災難にあった。しかしできるだけ早く資料を集めて上京し、各省庁に詳細に説明して、災害の復旧に全力をあげることにした。

第三項 集中豪雨山間部を襲う

昭和四十七年（一九七二）九月十四日から降りはじめた大雨は、十五日になっていよいよひどく、特に市の北部の山地に集中豪雨をもたらせた。十五日午前九時から午後十一時までの雨量は、高知市では二九一ミリに達し、午後六時から一時間の雨量は九二ミリ、九月における一時間の雨量としては、高知地方気象台が開設され

た、明治十五年（一八八二）以来の記録だったという。

集中豪雨に見舞われた南国市の北部は被害が激甚で笠ノ川川・国分川は堤防がいたるところで決壊・濁流が渦をまいて付近に荒れ狂ったので、笠ノ川・八幡では浸水家屋が続出し、岡豊保育所や岡豊小学校では、二メートル以上も浸水、特に小学校では、つい先日完成したばかりの体育館が甚大な被害をおもった。

上倉・瓶岩などでは、谷川の清流が一瞬にして濁流と化して氾濫し、未曾有の損害を与えた。

「水がはいってきたと思うまもなく、川添いの戸がはずれる。土砂や流木がなだれこむ。取るものも取りあえず、体一つで二階に逃げ上るのがやっとであった。」  
と語るほどであった。

また川に面した田圃では、刈り取りを間近かにして、重く穂をたれた水稲が、情容赦もなく、岩石や土砂で埋り、見るも無惨な有様となった。ある農家の主婦は、

「刈り取りを楽しみにして、昨日も畔草を刈ったばかりなのに。」  
と声をふるわせて語るのであった。

そのほか、到るところで山崩れが起こり、道路が寸断され、家屋が全半壊するなどの被害があった。野中でも、夜になって裏山が崩壊し、一家四名が生き埋めになる大惨事があった。早速警察や消防団員がかけつけ、無事救出されたのは奇跡であった。このほか後免町で一人が負傷したほか、人身事故のなかったのは、不幸中の幸であった。これはつい先日山崩れのため七〇名近い犠牲者をだした、繁藤（土佐山田町）の大惨事を教訓に、いち早く避難したおかげだと思われる。

九月十五日は敬老の日、南国市でも各地区で敬老会の行事があったが、いずれもさんざんな目であった。中でも白木谷では、激しい豪雨で、到る処で道路が寸断され、参加者の三分の一は帰ることができず、公民館で不安

## 第7章 南州市発足

な一夜をすごさねばならなかった。

## 第四項 竜巻を伴った台風八号

昭和四十九年（一九七四）七月六日、土佐に向った台風八号は、南州市の平野地帯に、竜巻を伴って襲いかかった。

当日午後五時近い頃、三和・長岡・国分・久礼田方面に竜巻がおこり、農作物を中心に大きな被害を与えた。その主たるものはビニールハウス被害（八、二〇〇万円）農作物被害（一、五〇〇万円）家屋の全半壊（五二世帯）などで、南州市では、早速家屋の全半壊を中心に見舞金を贈って、生活の安定をはかった。

この台風によって海岸地帯は、塵・アクタ・古ビニールなどが、山と打ちあげられたので、七月十三日を期して、十市・浜改田・前浜・久枝など地元の老人クラブ員・婦人会員・漁業組合員約三〇〇人が一体となって清掃作業に従事し、午前五時頃から終日額に汗して働きつづけ、市からもまたビーチクリーナーが参加、海岸線はたちまちにして、美しい姿を取りもどすことができた。

## 第五項 台風一六号来る

昭和四十九年（一九七四）九月一日、くしくも防災の日に、台風一六号が最悪のコースをとって南州市を直撃した。そのため台風一四号・一五号のツメ跡のなまなましい南州市は、非常に大きな被害をうけた。

特に久枝海岸の防潮堤は、長さ二〇〇メートルにわたって決壊、稲生地区では下田川の高潮が逆流、またもや泥海の洗礼をうけ、市内各地の被害もまた甚大であった。市対策本部の調査では、被害総額九億二、〇〇〇万円、

調査が進むにしたがって優に一〇億円をこすものと思われる。

さきの台風一四号・一五号で防潮堤の陥落した久枝海岸では、八月三十日・三十一日両日にかけて、地元民や消防団員一二〇名が出動、土のうなどで補強作業を実施したが、風の力・波の力にはなす術もなく、翌九月一日午前八時三十分頃再び決壊したので、二〇〇人を動員して、土のう・蛇籠など二万個を使って懸命の作業をつづけた。そのうちにも不気味な海鳴りをとまぬ高潮は、容赦なく防潮堤を越して暴れくるった。

ちょうど午後六時一〇分が満潮時だったので、午後四時生命の危険を感じて作業を断念し、五〇戸二〇〇名の住民に避難命令を出して、南部福祉館・久枝公民館に誘導した。幸いにも翌日は晴天、昨日の被害の跡には、セメントのかけらや土のうが散乱し、さながら戦場を思わす様相であった。

浦戸湾高潮対策事業が、遅々として進まないうちに、稲生地区は再三にわたり浸水の被害をうけている。今回の台風が近づくにつれ、下田川は次第に増水、小久保・西谷・林谷地区は水びたしになった。皮肉にも翌二日は、雲一つない上天気、それでも稲生西部地区は浸水、泥にまみれた衣類や家具がちらばって、度重なる災害に、ただ茫然たる表情であった。

その他にも被害は甚だしく、海岸線の保安林の大木は、いたるところでポッキリと折られ、全半壊の家屋も多く出た。ハウスは支柱が散乱し、オクラその他の野菜は全滅、市内全域が停電したため、給水・給食を余儀なくされた地区も出た。

市議会では、九月三日直ちに議員総会をひらき、応急対策にとりかかったが、久枝堤防にしても、稲生地区浸水にしても、行政の怠慢であると県の防災対策の手ぬるさを批判し、その善所方を強く要望した。

越えて九月二十七日には、亀岡建設大臣が久枝地区を視察、二度と災害を繰り返さないよう防潮堤の復旧をす

## 第4節 恐怖に襲われた台風

第7章 南国市発足

ると共に、新しく離岸堤三基を設置することを約した。

また稲生地区の浸水対策としては、市で補正予算七、〇〇〇万円を組み、承水溝の改修をすることにしたが、この地の浸水は、浦戸湾の高潮による影響が大であるため、高潮対策事業早期着工を県に要望した。

屋	3
家	11
壊	113
半	58
一部	70
床上	72
床下	
罹	5 億円
災	2 億3,000万円
世	1 億3,000万円
帯	1,100万円
額	(その他)
被	9 億2,000万円
害	
額	
約	
総	
額	
約	
果	
樹	
公	
共	
土	
木	
果	
樹	
ハ	
ウ	
ス	
、	
果	
樹	
公	
立	
文	
教	

第六項 幾多の記録を樹立した台風一七号

昭和五十一年（一九七六）九月初旬大東島付近に発生した熱帯性低気圧は、次第に勢力を増して遂に台風一七号となった。気圧は九一〇ミリと強烈に発達し、九州・四国を直撃するような態勢を示した。そして九月八日朝から、須崎付近に降りはじめた雨は、昼前から県下全域に及んだ。これは大陸からの低気圧が日本海を東進、これに流入する湿った南風が原因である。雨は九日午前一時頃から弱ったが、午後は寒冷前線に刺激されて再び勢力をました。

台風が奄美大島付近に達した十日の未明からは、高知県は、台風を取りまく外側降雨帯の中にはいり、県の東、中部で強い雨が降った。台風は屋久島の南西海上で十日夜から十二日朝まで、実に三十余時間も停滞した。これは太平洋高気圧の異常な発達によって、北上の道がはばまれた結果である。県下はこのため、台風を直接取りまく降雨帯におおわれ、集中豪雨となった。

十二日昼前から北上をはじめた台風のため、県の中部を中心に、集中豪雨が強まった。九州西部をかすめて北上した台風一七号は十三日朝には、九五ミリと勢力を弱めて日本海にはいり、さしも猛威をふるった豪雨も一応止んだ。

一七号台風のもたらした集中豪雨は、明治十九年（一八八六）に高知地方気象台が開設以来の新記録を数多く樹立している。その主なるものは、一〇分間の最大降雨量二七ミリ（高知、十一日）、三時間最大降雨量二〇三ミリ（高知、十二日）、一日の最大降雨量五二五ミリ（高知、十二日）、三日間最大降雨量九九六ミリ（高知、十日～十二日）、一日雨量五〇ミリ以上の継続日数六日間（八日～十三日）などである。県内での三日間の最大降雨量は、柿の又一四一一ミリ（十日～十二日）で、南国市でも八三〇ミリを記録した。

本県では、集中豪雨が年中行事のようになってくる。最近の例でも昭和四十五年の台風一号、四十七年の繁藤大崩壊、昨年、今年と引き続いて豪雨になやまされている。天災は忘れられた頃にくるといふが、そうはいかない。天災に対する心がまえば常時必要である。昨年の豪雨で大きな人的被害をだした県中部が、今年の大雨で人的被害を最小限に防ぎ得たのは、この心がまえばあったからである。

今回の台風は、仁淀・物部両大河を中心とした処に被害が大きく、南国市でも八〇〇ミリをこす降雨があったので、家屋の浸水が多く、稲生・片山・朝日町・西野野・後免・野田など、舟入川から下田川添いに集中している。また十二日午後七時には、才谷川添いの植野地区に避難勧告が出され、二四世帯六四人が久礼田小学校へ避

第4節 恐怖に襲われた台風

第7章 南国市発足

難し、朝日町・片山・稲生・岡豊・白木谷などで、浸水、山崩れなどの危険から、事前に公民館や親族知人宅へ一九九名が避難した。

また白木谷・蒲原などで山崩れがあり、奈路の杖谷や才谷の青谷では、亀裂と地すべりなどの被害を生じ、稻生承水溝の決壊もあった。その外登熟期の中晩稲の倒伏、二番稲や裏作野菜の冠水などによる農作物の被害、更に道路橋梁など、公共土木施設の被害もかなりの数にのぼった。

特に雨量のひどかった十二日には、午後九時すぎ、市役所男子職員全員が招集され、河川の越流ヶ所や決壊ヶ所の土のう積みに、消防署員・消防団員・地元民などと共に、翌朝六時頃までも活躍した。

当地北部の山間地帯におこった地すべりについては、災害対策本部で、早急に専門家による調査を依頼すると共に、当面は地元住民らと一体となって嚴重な監視体制をとることにきめた。

災害地奈路杖谷の山が県道「宍崎—平石—伊野線」の上で、約七〇センチの断層が二〇〇メートルにわたって続き、県道も陥没したり、亀裂を生じたりした。また一方才谷では、ゴルフ場一七番ホール、六番ホール付近に断層ができたので、この両地区は、常に警戒体制を続けると共に、自動警報機を取付けて万一に備えることにした。

この青谷では、亀裂の付近にあった四国電力の超高压送電線の鉄塔が傾いた。この鉄塔はたとえ倒壊しても、自動的に電気が切れる仕組みになっているので、地元住民らに災害の心配はないという。この鉄塔は、土佐山田町、新改発電所と高知市宗安寺の高知変電所を結ぶ、送電幹線「新改—高知線」の第一四号鉄塔で、送電線は一八万ボルトの超高压線で、高知市の西半分に電力を供給している大動脈である。四国電力高知電力所では早速補強したが、今後の安全性を考えて、鉄塔を約五〇メートル西方に移設した。

第4節 恐怖に襲われた台風

人的被害	
行方不明	1
住家被害	
半壊	1
一部破損	3
床上浸水	91
床下浸水	448
田畑被害	
冠水	196,3ha
道路被害	
決壊崩土	96
橋梁被害	
破損	45
被害額	
公共土木施設	229,027千円
農産物	203,532 "
商工業関係	15,800 "
農地山林業計	129,400 "
	577,759 "